

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について

H25.4月より「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」が施行されました。

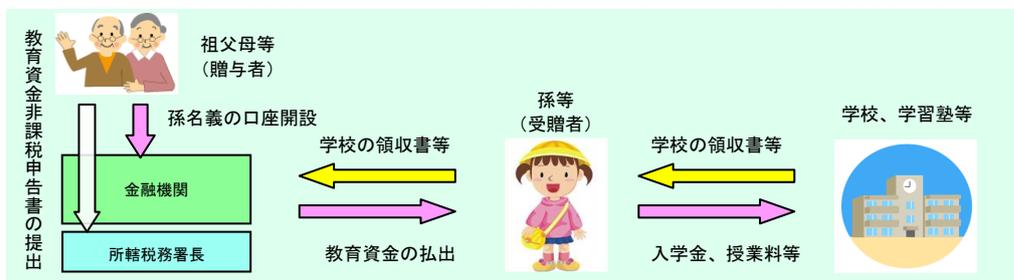
これは、祖父母等（直系尊属）が、子・孫等の教育資金に充てるため教育資金口座を開設し一括贈与した場合、1,500万円までを非課税にするというものです。

例えば孫が3人の場合、1,500万×3=4,500万円の贈与が可能となり、相続財産が減少します。

H27.1月以降の相続は基礎控除等の縮小により課税強化されるため、相続税対策としてこの制度を利用することも有効です。

制度の概要

- 教育資金口座の開設等を行い、教育資金非課税申告書を金融機関等より所轄税務署へ提出してもらいます。
- 祖父母等（曾祖父、父母、養親含む）は、30歳未満の子・孫等（曾孫、玄孫含む）名義の教育資金口座等に、教育資金を一括贈与します。教育資金について、子・孫ごとに1,500万円（※）までが非課税となります。（※学校等以外の者に支払われるものは500万円が限度。）
- 教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管します。
- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの措置です。
- 暦年贈与若しくは相続時精算課税、住宅取得資金の贈与との併用も可能で、相続開始前3年以内贈与加算もありません。



教育資金とは

1. 学校等に対して**直接**支払われる次のような金銭（非課税枠1,500万円）
 - ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
 - ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
2. 学校等以外に対して**直接**支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの（非課税枠1,500万円のうち500万円まで）
 - イ) 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に**直接**支払われるもの
 - ③ 教育（学習塾、家庭教師、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画、バレエ教室など）その他教養の向上の為の活動（習字、茶道など）に係る指導への対価など
 - ⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭（③④の指導を行う者を通じて購入するもの（指導を行う者の名で領収書が出るもの）に限られ、個人で購入した場合は対象となりません。）
 - ロ) イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの
 - ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
(領収書に加え、学校等が認めたものとわかるものを金融機関に提出する必要があります。)

注意点

1. 当該制度を適用しなくても、扶養義務者（直系血族：祖父母・親等、兄弟姉妹等）から教育費に充てる為に通常必要と認められる範囲で、必要な都度直接支払われるものは贈与税がかかりません。
2. 孫等が30歳に達した日に、教育資金口座に残額があった場合、贈与があったものとして残額に贈与税が課されます。30歳までに孫等が亡くなった場合は、残額は孫等の相続財産となります。
3. 一度金融機関に預けた教育資金は、孫等の名義になるので祖父母等が途中で払い出すことができません。
4. 遺留分の減殺請求の対象となる為、一定の考慮が必要です。
5. 口座を管理する金融機関に対する手数料等が発生する場合があります。